

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する福祉住宅体験館多目的運動ホール及び福祉住宅体験館研修室の利用料金の額で令和元年十月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

令和元年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 福祉住宅体験館多目的運動ホールの利用料金

1 多目的運動ホール利用料金

種 別	利 用 料 金		
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
床面積の三分の一以下の使用	一、八八〇円	二、六一〇円	四、五〇〇円
床面積の三分の一を超え二分の一以下の使用	二、八二〇円	三、八七〇円	六、七〇〇円
床面積の二分の一を超える使用	五、六五〇円	七、六三〇円	一三、三〇〇円

注 入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の一・五倍に相当する額とする。

2 備品の利用料金

備 品	利 用 料 金
バレーボール用備品	一セットにつき 一〇〇円

バドミントン用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
卓球用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
インディアアカ用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
ビーンボウリング用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
クロリテイ用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
バウンドテニス用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
ローンボウルス用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
ターゲットバードゴルフ用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
ペタンク用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
ゲートボール用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
グラウンドゴルフ用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
視覚障害者用卓球用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
車いす卓球用備品	一セットにつき	一〇〇〇円
体操マット	一枚につき	一〇〇〇円
電動車いすスラローム用コーン	一セットにつき	一〇〇〇円

二 福祉住宅体験館研修室の利用料金

種 別	利 用 料 金	
	午前九時から 正午まで	一、三五〇円
午後一時から 午後五時まで	一、七七〇円	三、五五〇円
午前九時から 午後五時まで	三、一三〇円	六、二八〇円
床面積の二分の一以下の 使用		
床面積の二分の一を超え る使用		